



平成25年2月20日

老人福祉施設等への防火安全対策指導の実施

長崎市のグループホーム火災を踏まえ、避難訓練等を推進します

東京消防庁では、長崎市で2月8日に死者4人、負傷者8人を出すグループホーム火災が発生したことを踏まえ、都内の特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、その他の老人福祉施設に対して、下記のとおり防火安全指導を実施します。

なお、今回の指導にともない、東村山市内の養護老人ホームにおいて行われる自衛消防訓練を公開いたします。

1 防火安全対策指導の実施

(1) 実施期間

平成25年2月15日（金）から5月14日（火）まで

(2) 指導対象物

老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、有料老人ホーム、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等（スプリンクラー設備が設置されているものを除く）（約550対象物）

(3) 指導の主眼

施設の職員数が最も少なくなる時間帯を想定し、同時間帯における防火管理体制を整備することを主眼とします。

(4) 指導内容（別紙2参照）

ア チェックシート（別紙3参照）を活用した防火安全対策の実施

イ 施設における避難等対策の樹立

ウ 施設の実態を踏まえた自衛消防訓練の実施

2 自衛消防訓練の概要

別紙1を参照してください。

問合せ先

東京消防庁(代) 03-3212-2111
防火管理課自衛消防係 内線 5142・5145
広報課報道係 内線 2345~2349



TOKYO 2020
CANDIDATE CITY
2020年 オリンピック・
パラリンピックを日本に!

自衛消防訓練概要

1 日時

平成25年2月21日（木） 14時00分から14時20分まで

2 場所

社会福祉法人三篠会 養護老人ホーム「さくらコート青葉町」
東村山市青葉町一丁目7番地70（別図参照）

3 訓練内容

午前0時30分に養護老人ホーム2階洗濯室から火災が発生したとの想定で、宿直者3名により初期消火、通報、入居者の避難誘導を実施します。

また、火災の連絡を受けた施設職員2名が現場に駆け付けて、避難誘導等を実施します。

4 訓練参加予定者

65名（施設職員5名、施設入居者200名のうち50名、消防職員10名）

5 時系列

時間	内容
14時00分	訓練開始（2階洗濯室より火災発生） ・ 119番通報（有人直接通報の作動による通報） ・ 消火器、補助散水栓による初期消火 ・ スプリンクラー設備の制御弁閉鎖 ・ 入居者の避難誘導 ・ 消防隊への情報提供等
14時20分	訓練終了

6 取材について

- (1) 取材を希望される場合は、事前に広報課報道係までご連絡ください。
- (2) 当日の13時45分から事前レクチャーを行いますので、それまでに「さくらコート青葉町」のホール入口で受付を済ませてください。
- (3) 取材時は、必ず自社腕章を着用してください。
- (4) 駐車場を用意しておりますが、利用される際は事前にご連絡ください。

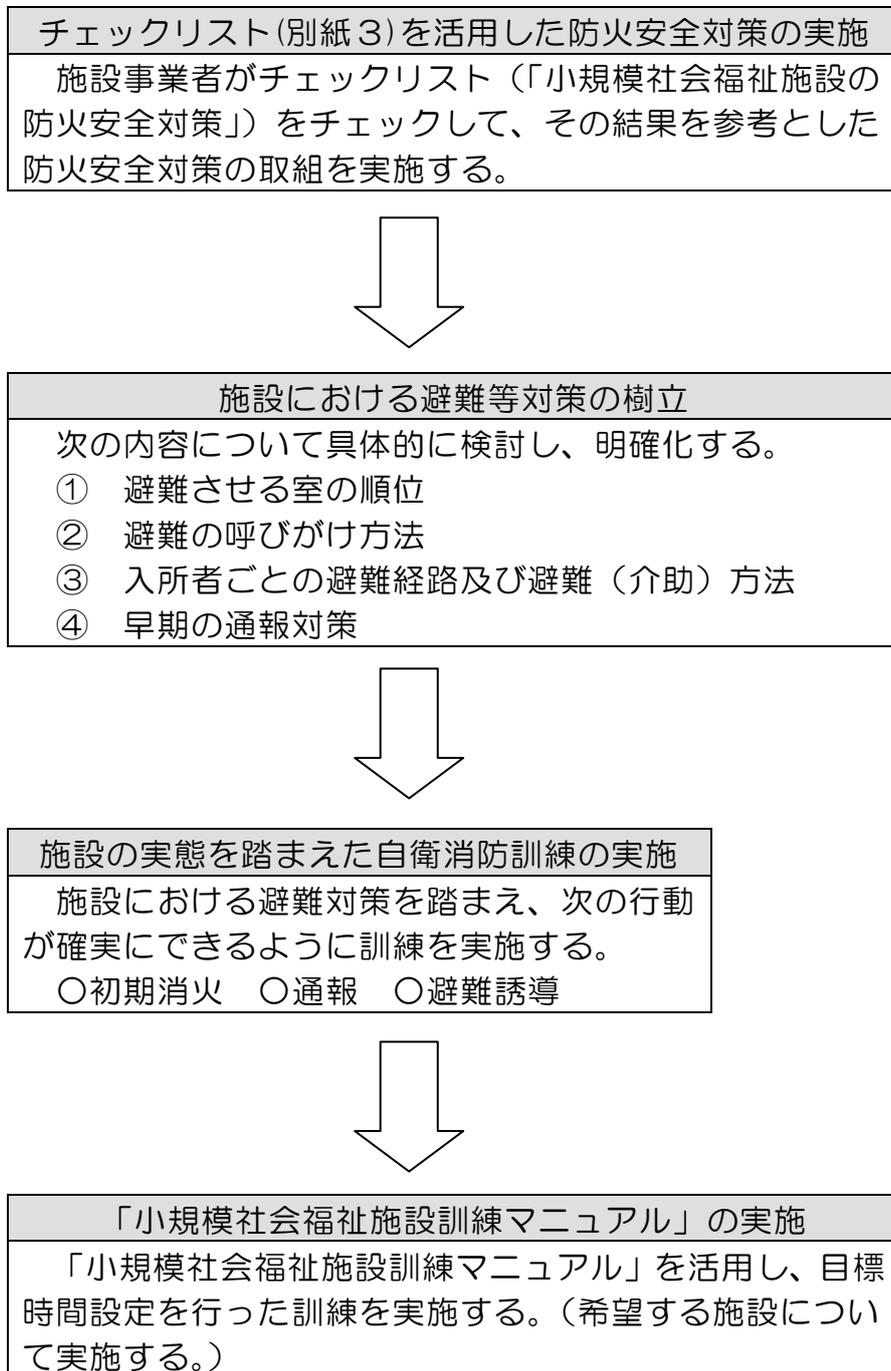
7 訓練会場



さくらコート青葉町
東村山市青葉町1丁目7番地70



老人福祉施設等の防火安全対策指導の流れ



小規模社会福祉施設の防火安全対策

小規模社会福祉施設における安全対策を推進するために、「火災発生の予防対策」「延焼拡大の抑制対策」「早期発見・初期消火の対策」「早期通報の対策」「避難・避難介助の対策」の具体的な事例を示します。これらを参考に各施設の実態を踏まえて、防火安全対策を実施してください。

- ① はじめに各施設で実施している内容をチェックしてください。
- ② 次に、チェックのない項目から、実施できる項目について検討してください。
- ③ 検討結果から、具体的に取り組むこととした項目を実施し、その内容を消防計画等に反映してください。

また、法令に適合することは前提条件なので、対策を検討する前に関係行政機関の指導を受け、法令に適合させてください。

1 火災発生の予防対策《火気管理など火災の発生を予防する対策》

- (1) たばこ、ライター等の管理や喫煙場所の管理を徹底する。
- (2) 吸いがらは、水につけてから捨てるなど適切に処理する。
- (3) 各個室で燈明、ろうそく等の裸火や線香を使用しない。
- (4) 火気器具(コンロ等)は台所等の所定の場所以外では使用しない。
- (5) 過熱防止装置が付いたガスコンロを使用する。
- (6) 各室の暖房器具を適切に管理する(裸火となるストーブ等は持ち込まない。)
- (7) 火気設備、火気器具、暖房器具と壁等の距離を適切に確保する(可燃物は遠ざける。)
- (8) 暖房器具の周囲に燃えやすいものやスプレー缶等を放置しない。
- (9) 火気の使用中は、人がその場を離れない。
- (10) プラグ等の蛸足配線を禁止し、清掃を定期的実施する。
- (11) 電気コードを折れ、よじれ、傷、半断線等が生じないように使用する。また、電気コードは家具等の下敷きとならないように使用する。
- (12) 許容電流の範囲内で電気器具を適正に使用していることを確認する。
- (13) ふろがま、給湯器やガスコンロ等の火気設備を日常的に点検・清掃する。
- (14) 白熱灯など熱を持つ照明設備・照明器具は、熱を蓄えるものと接触させない(タオルをかける、衣類が接触しているなどは避ける。)
- (15) 正常に作動しない電化製品、火気設備等はそのまま使用しない。
- (16) 屋外でたき火やごみの焼却を行わない。
- (17) 施設の外周部に燃えやすいものを置かない、照明を設けるなど放火防止対策を行う。
- (18) その他施設の実態にあった出火防止対策を実施する。

2 延焼拡大の抑制対策《火災の拡大を防止し、又は、煙の拡散を防止する対策》

- (19) くさび等で戸を閉まらない状態としない。物品等による戸の閉鎖障害が生じないように管理する。
- (20) 壁及び天井の室内に面する部分の全てを不燃材料、準不燃材料又は難燃材料で仕上げる。
- (21) 寝具(ふとん、ベッドパッド、枕、マットレス、毛布、ベッドスプレッド、タオルケット等)・布張り家具を防火性能を有するものにする。
- (22) 居室に可燃物を多量に持ち込まない。
- (23) 施設内に暖房器具に使用する灯油等を原則として持ち込まない。又は、適切に管理する。
- (24) 常時閉鎖式又は煙感知器連動閉鎖式の戸を設け、区画(襖、障子等による仕切りは除く。)を形成する。
- (25) 建物内の延焼拡大を防ぐために不燃化区画^(※)以上を形成する。

(26) その他施設の実態にあった延焼拡大を抑制する対策を実施する。

※ 不燃化区画とは、室内に面する壁部分、床部分の仕上げが準不燃材料以上でされているものであり、かつ、常時閉鎖式防火設備又は煙感知器連動閉鎖式防火設備若しくは準不燃材料以上で作られた常時閉鎖式又は煙感知器連動式の戸を設けたものである。防火区画も含まれる。

(不燃材料の例) …繊維強化セメント板、ガラス繊維混入セメント板(厚さ 3mm 以上)、繊維混入ケイ酸カルシウム板(厚さ 5mm 以上、せっこうボード(厚さ 12mm 以上))等

(準不燃材料の例) …せっこうボード(厚さ 9mm 以上)、木毛セメント板(厚さ 15mm 以上)、硬質木片セメント板(厚さ 9mm 以上)、木片セメント板(厚さ 30mm 以上)等

(難燃材料の例) …難燃合板(厚さ 5.5mm 以上)、せっこうボード(厚さ 7mm 以上)等

3 早期発見・初期消火の対策《火災を早期に発見し、消火活動等を行うための対策》

(27) 自動火災報知設備、連動型住宅用火災警報器等を設置し、維持管理する。

(28) 受信機等の付近に職員が常駐する。

(29) スプリンクラー設備(住宅用を含む。)を設置する。

(30) 台所等の火気設備付近に自動消火装置を設置する。

(31) 各階の消火器を増強する。

(32) 全ての職員に施設にある消火器や消火設備の使用方法を周知し、訓練を実施する。

(33) その他施設の実態にあった火災を早期に発見する対策、初期消火の対策を実施する。

4 早期通報の対策《消防機関へ火災を早期に通報するための対策》

(34) 消防機関へ通報する装置を設ける。

(35) 消防機関へ通報する装置を自動火災報知設備等と連動させる。

(36) 通報・連絡を行うための装置(携帯電話、コードレス電話の子機、インターホン等)を設置する。

(37) その他施設の実態にあった早期通報の対策を実施する。

5 避難・避難介助の対策《避難や避難介助を行うために施設等で実施する対策》

(38) ベランダ等に避難器具(すべり台等)を設けるなど、2系統以上の避難経路を設ける。

(39) 一時的な避難場所や避難経路のスペースを広げる。

(40) 施錠された出入口は自動火災報知設備等と連動して解錠するものにする。

(41) 搬送・歩行の障害となる段差をなくす。

(42) 室内や避難経路となる廊下、階段等に避難障害となる物を放置しないよう管理する。

(43) 避難時に車イス等を利用する者の周囲に常に車イス等を用意しておく。

(44) 避難時に使用する予定の昇降装置(エレベーターを除く。)等を停電時も使用可能なものに替える。

(45) 火災に伴う停電時も避難経路の照明が確保される設備・器具を設ける。

(46) 火災時に近隣から駆けつける協力者、従業員等を確保する。また、宿直等の人員を適切配置するなど職員等の配分の適切化を図る。

(47) 近隣協力者等へ連絡する設備を設ける(更に、これを自動火災報知設備等と連動させる。)

(48) 近隣の事業所、町会等と災害時の応援協定を結ぶ。

(49) 火災時に外部にもその旨を連絡する音響装置を設ける。

(50) 訓練等により職員等の行動の迅速化や相互の連携強化を図る。

(51) すべての職員に施設にある避難設備の使用方法を周知し、訓練を実施する。

(52) 自力避難困難者の居室等に近接した所に職員等の事務室や待機場所等を設置する。

(53) 自力避難困難者の居所を避難が容易な場所に変更する。

(54) その他施設の実態にあった避難・救助の対策を実施する。